

社会主義 体制史研究

No.5 (Dec. 2018)

東独国境の射撃停止命令(1989年4月3日)の混乱とハンガリー国境フェンス撤去
—ベルリンの壁ショットセー通り検問所事件の支配党への衝撃—
青木國彦(東北大学名誉教授)

Die ungeordnete „Aufhebung des Schußbefehls“ in der DDR (03.04.1989)
Die SED war schockiert über den Fall „Grenzübergangsstelle Chausseestraße“
und den Abbau von Grenzsicherungsanlagen in Ungarn
Kunihiko AOKI
(Professor emer., Dr., Tohoku University)



社会主義体制史研究会

The Japan Collegium for Historical Studies of Socialist System

『社会主義体制史研究』(Historical Studies of Socialist System)

ISSN 2432-8774

Website: <http://www.econ.tohoku.ac.jp/~aoki/hsss.htm>

publisher 発行: 社会主義体制史研究会
(The Japan Collegium for Historical Studies of Socialist System)

size サイズ: A4

mail to: aoki_econ@tohoku.ac.jp

不定期刊・無料のオンライン・ジャーナルです。

旧社会主義諸国(共産圏)の歴史(「革命」前・体制転換後を含む)と、社会主義や共産主義の思想・理論を対象に批判的検証を志しています。

投稿歓迎。

表紙写真(© Kunihiro AOKI)

旧東独秘密警察(=シュタジ)幹部の集合写真。2010年2月に元シュタジ本部(東ベルリン)での展示を撮影。

写真最前列の左端の人物の足元に6とある。右隣の女性が一步前にいるので2列目のように見える。彼がかつて顔のないスパイと言われ、世界屈指のスパイ・ボスであった**マルクス・ヴォルフ**である。

彼は突然シュタジを引退したが、それは実はゴルバチョフ指示下のKGBがホーネッカーを引きずり下ろし、彼を書記長に、モドロウを首相するためであった。両名とも根っからの親ソ派であった。しかしこの秘密工作はクレンツラのホーネッカー降ろしのために挫折した。ヴォルフは東独崩壊後に世界の著名情報機関からスカウトされたが、応じなかった。

彼の右へ5人目、足元に1とあるのが長年シュタジ大臣であった**エーリッヒ・ミールケ**である。

最前列右から2人目、足元に5とある**ゲルハルト・ナイバー**と、その左隣、足元に4とある**ルディ・ミッティヒ**は、ともに大臣代理であった。

ミッティヒは1983年夏のイェーナにおける一大事件、白いサークルによる沈黙円陣(東独出国希望者の最初の大きな街頭示威行動)の対策を指揮した。

ナイバーは、シュタジ第I・VII・VIII・XXII局のほか、旅券審査を管轄する第VI局やシュタジの東独出国希望者対策部門であるZKG(中央調整グループ)、1989年夏からはAG XVII(ベルリン通行証協定の名残りを管理)も所管した。

ナイバーは、最初に壁を開放した東ベルリン・ボルンホルマー通り検問所に開放ゴーサインを出した可能性が高い人物でもある。彼のような地位のシュタジ幹部の月収は工業労働者の平均の4.3倍であった(1989年)。別に一般労働者にはない各種特権もあった(青木國彦『壁を開いたのは誰か』1991化学工業日報社:47-50頁)。

ミールケと**ナイバー**は本号掲載論文の登場人物でもある。

東独国境の射撃停止命令(1989 年 4 月 3 日)の混乱とハンガリー国境フェンス撤去 —ベルリンの壁シュッセー通り検問所事件の支配党への衝撃—

青木國彦(東北大学名誉教授)

Die ungeordnete „Aufhebung des Schußbefehls“ in der DDR (03.04.1989):

Die SED war schockiert über den Fall „Grenzübergangsstelle Chausseestraße“
und den Abbau von Grenzsicherungsanlagen in Ungarn

Kunihiko AOKI

(Professor emer., Dr., Tohoku University)

目次

1. はじめに:論点と結論、射撃の費用と効果 1
2. 国境での射撃停止命令(1989 年 4 月 3 日) 3
3. 停止命令の到達 5
4. 1989 年 4 月 8 日シュッセー通り検問所で警告射撃 6
5. 命令到達検証 8
6. 停止命令の骨抜きを図るシュタジ大臣ミールケ 9
7. ミールケの訓示(1989 年 4 月 28 日)とハンガリー国境フェンス撤去 11
8. 補足:対仏・対ソ関係 12
略語・引用文献 13

(注) []内は青木の挿入。

1. はじめに:論点と結論、射撃の費用と効果

東独では 1989 年 4 月 3 日に国境での逃亡阻止のための射撃の停止命令(以下停止命令)が発令された。

しかしその直後の 4 月 8 日に、ベルリンの壁の検問所の 1 つであるシュッセー通り検問所(Grenzübergangsstelle Chausseestraße)の係官が逃亡阻止のために発砲した。

停止命令は極秘に発令、伝達されたので、当時世間には知られていなかった。だから内外世論は、同年 2 月 5 日のベルリンの壁でのギュフロイ射撃(詳しくは青木 2018c 参照)によって内外から強い非難を浴びたにもかかわらず、東独当局はまだ射撃を止めないと受け止めた。

しかし実は東独当局も仰天した。停止命令は 4 月 4 日には末端まで徹底されたと思っていたからである。そのため支配党(SED)中央委員会の担当部門(保安問題部)が同検問所の調査に入った。その結果、責任者の一人が停止命令を知らなかったという一層の驚きの事態が発覚し、国境確保の責任を持つ国境守備隊とシュタジ第 I 局・第 VI 局全体を巻き込む大騒ぎとなった。ところがさらに 4 月 26 日にまたも国境兵の発砲が発生した。

非常に重要な命令が軍事組織(国境守備隊といわゆる秘密警察シュタジ)のなかで徹底されていなかったことが露呈した。

さらに驚いたことに、両独統一後のいわゆる政治局裁判において、当時保安担当政治局員であったクレンツ(Egon Krenz)が停止命令を出したのは自分であり、当時書記長・

国家評議会議長・国防評議会議長として権力者であったホーネッカー(Erich Honecker)やソ連などとの協議なしに自分の独断による発令だと主張した。

停止命令について Hertle(2011a:121)は:

「1989 年 4 月 3 日にホーネッカーが“火器を[...]国境突破防止のために”これ以上使用しないことを指示し、「それによって射撃命令という SED 国家の存在条件が廃止(aufheben)された」、それにはギュフロイ射撃による「国際的孤立化が影響」したと言う。

Lapp(2013:60)も、ギュフロイの「殺害に怒った国際・国内反応が党・国家指導部にとって、国境侵害者に対する火器投入を終わらせる最後の一突きであっただろう」と言う。

これらの引用から幾つか論点が浮かぶ。

停止命令発令は、後述の発令記録にあるように、4 月 3 日だが、それをホーネッカーが指示したのも 4 月 3 日であったのかどうか、そもそも指示したのはホーネッカーかクレンツか、この命令が出た直接の理由はギュフロイ射撃ないしそれへの国際・国内非難だったのか、従来「階級義務」として逃亡阻止のための射撃を必須としてきた全国境部隊(国境守備隊とシュタジ)の末端までこの命令は周知され、理解され、実行されたのか、そしてそもそもこの命令の真意はどこにあったのか、それは「SED 国家の存在条件が廃止された」と言うに値する中身があったのか、などである。

あわせて、これらに関連する国境諸事件も論点となる(うちギュフロイ事件は上記別稿)。

以上の論点のうち発令の直接の理由と、発令者がホーネッカーかクレンツかについては、青木(2018c:15 節(1)・(2))において論じた。

そこでは、直接の理由は外交上の対仏・対ソ配慮であり、その背景に東独も署名した全欧安保協力会議(CSCE)ウィーン会議最終文書、とりわけこの最終文書が規定した出国権の無制限尊重という原則(青木 2018b 参照)、その原則に違反したギュフロイ射撃とそれへの強い内外からの非難、西独政府による CSCE への東独政府告発などがあつた、という結論であつた¹。

停止命令の発意は、クレンツではなくホーネッカーだと結論した。停止命令にある大胆な表現はクレンツには考え得な

¹ 背景に CSCE ウィーン会議最終文書があることは、Süß(1999:149)や Hertle(2011:27)など多くの指摘があるだけではなく、シュタジ第 VI 局が招集した 1989 年 4 月 13 日の会議(5 節参照)でも、停止命令が「はっきりと CSCE[ウィーン]会議の諸結果に

言及して、説明された」(Hertle 1997:42,Fn.54)。同最終文書が採択した出国権の無条件尊重の原則については青木(2018b:4 節)参照。

いこと、クレンツの法廷陳述の内容が停止命令の中身と異なること、その後 1989 年 10 月時点でも壁についてのクレンツの対応は、全検問所の一時閉鎖という実施不可能な方法に固執するほどに保守的であったことを根拠とした。

本稿における主な結論は以下のとおりである：

① ホーネッカーからの指示は 4 月 3 日ではなく 4 月 2 日またはそれ以前に出された。

② 停止命令の下の不徹底・混乱が著しかった。その一因は多段階の大組織にもかかわらず、下達方法が簡単な口頭伝達のみであったことである。そのため伝達されなかった組織や、誤解ないし曲解が出現した。

③ 誤解ないし曲解の発生には、射撃を含む逃亡阻止を国家の至上課題(「階級義務」とする徹底した長年の政治的イデオロギー教育とそれに応じた褒賞・降格の仕組みも影響した。そのため頭の切り換えが容易ではなかったことが、簡単な口頭命令で済ましたことと重なって、誤解ないし曲解を生み、政治的イデオロギー的混乱が生じた。

④ 従来注目されていないが、停止命令やショッセー通り検問所事件に関連する以下のシュタジ文書には、停止命令の誤解ないし曲解、従ってまた政治的イデオロギー的混乱が顕著であり、SED 中央の対応と大きな違いが見られた。

ショッセー通り検問所事件についてのシュタジ第 VI 局報告書(4 月 9 日)が、同事件を「国境突破」を防止したと肯定した(4 節)。

しかし、国境守備隊とシュタジを管轄する SED 中央委員会保安問題部は、ショッセー通り検問所事件を停止命令違反として厳しく批判し、逃亡阻止のための射撃停止の厳格な実施を求めた(4 月 11 日)(5 節)。

シュタジ第 VI 局が開催した旅券審査責任者の会議(4 月 13 日)は、「賢明なチェキスト的行動」をあくまで固守しようとした。但しこの指示には警告射撃の禁止も明記して停止命令の理解を進めた面もあった(5 節)。

シュタジ大臣ミールケ(Erich Mielke)のシュタジ幹部への訓示(4 月 28 日)は、停止命令の例外規定を拡大解釈し、逃亡者への警告射撃を条件付きながら「不可避」とした。これは停止命令の骨抜きを画策するものであった(6・7 節)。

⑤ 停止命令には逃亡阻止のための射撃の停止だけではなく、射撃に代わる逃亡阻止体制強化の指示が含まれた。すなわち逃亡阻止手段のうち射撃(「火器使用」)を停止したが、逃亡阻止という国家課題に変更はなかった。

⑥ 停止命令にはその公表・宣伝禁止も含まれ、射撃停止を国民が知ることはなかった。その上、ベルリンの壁では同命令発令後の 4 月 8 日と同 26 日にも警告射撃があったから、東独国境での射撃は続いていると内外世論は受け取っていた。

停止命令の公表は内外世論に好影響を与え得るにもかかわらず、従来の射撃命令の存在を認めることになるとともに、⑤にある逃亡阻止の継続のための脅し効果が消滅することを恐れて公表しなかったと考えられる。

だから停止命令発令後も、逃亡を試みる者は引き続き射撃があり得ると想定せざるを得なかった。

⑦ 停止命令の内実として⑤や⑥が注目されてこな

かったからこそ、停止命令を「SED 国家の存在条件の廃止」(上記 Hertle)とする見方が生じた。しかし嚴重な逃亡阻止方針に変更はなく、CSCE ウィーン会議最終文書違反の状態が続いた。停止命令には壁開放のような効果はあり得なかった。

⑧ ミールケによる停止命令骨抜き画策も停止命令にある国境体制強化も、1989 年 5 月 2 日ハンガリー国境フェンス撤去開始により無意味になった。東独からの逃亡者はハンガリーの対オーストリア国境に向かった。

上記の「チェキスト」(Tschekist)は、言うまでもなく、ソ連 KGB や東独シュタジなど共産圏の秘密警察の元祖チェカー(ЧК、Tscheka、反革命・サボタージュ取締全ロシア非常委員会の略語)に由来し、いわゆる「革命」の守護のために非合法手段も躊躇しないことが特徴であり、それがシュタジ職員の理念かつ誇りであり続けた。

射撃の意味ないし効果と費用(政治的打撃)を比較すると、国境遮断体制の整備が進むにつれ逃亡数が著しく減少して射撃の効果は小さくなり、他方、両独基本条約や両独国連加盟、CSCE ヘルシンキ宣言などにより東独の国際的な地位と責任が高まり、同時に人道・人権配慮の必要が強まって、費用が著しく高まった。さらに CSCE ウィーン会議の経過とその最終文書における出国権の無制限尊重の規定によって費用は極大化した。

また、国境からの逃亡の逮捕の主力は、実は国境守備隊でもシュタジでもなかった。

やや古い数字、しかも対西独本土国境のそれであるが、1970 年代後半の「逃亡の試み」の 80.4% が国境防護帯(立ち入り禁止帯)に入る前に「人民警察」という一般警察によって逮捕された。防護帯に入ると、国境守備隊が管轄し、防護帯の中で 7.7% が逮捕され、防護帯に続く国境遮断帯(対西独国境では警報付き国境フェンスによって、対西ベルリンは後背地壁によって始まる)での逮捕は 7.3% [射撃や地雷の犠牲者を含む]、逃亡成功が残りの 4.6% であった(青木 2018a: 表 2)。その後国境遮断設備はさらに増強された。

従って実際の逃亡阻止には国境守備隊ではなく人民警察が、近隣住民の協力を得て、圧倒的に大きな役割を果たした。対西ベルリン国境には防護帯がなかったため、遮断帯の手前までが警察の管轄であった。東ベルリンの警察力は地方に比べて強く、いたるところに見かけた。

上記の国境守備隊による逮捕のうちのどれだけが射撃(東独用語では「火器使用」)によったのかは分からない。国境守備隊長バウムガルテン(Klaus-Dieter Baumgarten)は 1982 年に火器使用の乱用(過剰射撃)を問題にしたが、その例の 1 つとして、対西独本土国境配備の第 15 国境連隊による逃亡未遂逮捕の 60% が火器使用によるものだったことを挙げた(Baumgarten 1982)。

この 60% という数字は過剰射撃の例だから平均値はもっと低かっただろうが、仮にこの数字を上記の 1970 年代後半の逃亡数字に当てはめると、対西独本土国境での国境守備隊による逮捕は逃亡の試み総数の 15% (7.7+7.3) であり、火器使用率はその 6 割=9% になる。実際にはこれを大きく下回ったはずである。防護帯がなく、その部分を警察が警備するベルリンの壁では、さらに低かっただと考えられる。

射撃の効果はそれによって逃亡を阻止した場合に限られる。射撃しても逃亡成功になった事例があるが、その統計や射撃による逃亡阻止成功の統計、射撃を受け逮捕

されたが死に到らなかった場合の統計は見つけていない。ベルリンの壁での射殺及び射撃致死は集計可能である。

ベルリンの壁における射撃関連死(射殺と射撃負傷致死)は 1976~1989 年には、1986 年を例外として、年に 1 人か 0 人であり、1986 年の 3 人を含む合計でも 10 人である(青木(2018c:表 4)。死者とその家族には痛恨の出来事だが、東独政権にとってはこの僅かな成果によって失った政治的痛手は計り知れない。

CSCE ウィーン会議最終文書採択直後のギュフロイ射殺はたった 2 人の逃亡阻止という効果によって、東独が CSCE に告発されるという、従来と比べものにならない大きな費用を生んだ。

こうした政治情勢を反映して、1988 年 9 月のケスラー発言²や同年 12 月に出された可能性のあるホーネッカーの射撃制限命令、そして停止命令が打ち出された。

しかし前二者は徹底されなかった。停止命令の実施にはミールケの抵抗と SED 中央の尽力が対抗したが、ハンガリー情勢によって無意味になった。

逃亡成功は、ミールケが言うように、また青木(2018c:図 2)に見るように、1987 年から再び増加に転じた。しかし、出国申請方式によって東独を去る者が圧倒的多数であった。

逃亡が重大化するのにはハンガリーの国境フェンス撤去開始がきっかけとなり、夏以後に東欧経由エクソダスが本格化した時である。西独との国境遮断の意味が急速に薄れた。

他方、東独当局にとっての国内の主要な脅威である出国運動(出国申請の許可獲得のための街頭を含む集団行動)は、量的にも行動力でも、1989 年初め発効の新外国旅行行政令と CSCE ウィーン会議最終文書によって一層勢いづいた。出国申請者がエクソダスの主要な担い手でもあった。

東独当局には出国規制維持のためになすすべがなくなりつつあった。

2. 国境での射撃停止命令(1989 年 4 月 3 日)

停止命令は、電話や口頭の伝達によって発令され、文書に残っているのは発令に際の会議記録と、命令下達状況調査の記録だけである。

発令について引用される文書は、当時国境守備隊参謀長であったタイヒマン(Dieter Teichmann)が作成した 4 月 3 日の協議記録である(HA I 5753:Bl.2-5)³。これを以下発令記録と呼ぶ。

この協議には報告者として国防相代理シュトレレッツ(Fritz Streletz)⁴と、国境守備隊側から隊長バウムガルテン、同代理兼政治指導部長ロレンツ(Günter Lorenz)、タイヒマンが参加した。

シュトレレッツの報告は、4 月 2 日にクレンツから電話で伝えられた「国境情勢の発展について」の「書記長」つまりホーネッカーの発言や要求の伝達と、それについての「詳論」から成っていた。

つまりホーネッカーからクレンツへの指示を、クレンツが電話でシュトレレッツに伝え、その内容をシュトレレッツが守備隊の 3 人に口頭で伝えた。

ホーネッカーの指示がいつ、どのような方法であったかは記されていない。しかし指示の日付は、クレンツからシュトレレッツへの電話指示と同じ 2 日か、それ以前しかあり得ない。だから、ホーネッカーの指示は、上記 Hertle の言う 3 日ではない。

報告の中の「詳論」という部分(下記の②)も、ホーネッカーに由来するのか、クレンツないしシュトレレッツが追加したのかが明示されていない。引用した部分の内容からはホーネッカー由来だと思われる。

協議(Rücksprache)とはいえ、記録の限りでは、守備隊側の一方的拝聴であった。

このような重要な決定を電話や口頭の伝達によって具体化したことは驚きである。いわゆる伝言ゲームのような結果が生じかねなかった。

発令記録の要旨は(丸数字と abcd は青木)：

①4 月 2 日クレンツが電話でシュトレレッツに、「書記長」[ホーネッカー]が以下について「国境守備隊司令部の指導部と話すことを要求した」と伝えた：

1. 「書記長」が、国境情勢について「国境守備隊には 4.8 万人(?)いるにもかかわらず、最近の日々のように、重大な諸出来事が生じている」との「不満」を表明し、兵の脱走が続くのはなぜか、国境歩哨を 2 人 1 組から 3 人 1 組にできないか、パトロールに馬を導入できないか、[警備失敗の]「口実」(トイレや車の故障)がなくならないのはなぜか、などの疑問を挙げ、「国境守備隊司令部指導部がこれらの事件の諸原因を従来よりもより根本的に評価し、そうしたことが繰り返されないように配慮する」ことを求めた。

[?は原資料のママ。資料により 4.5 万人とも 4.2 万人とも言う。国境での「最近の日々」における「重大な諸出来事」にはギュフロイ射殺、大型・小型ダンプカーやガス気球を利用した逃亡未遂などがあった。「兵の脱走」数は壁建設後しばらく三桁が続いたが 1968 年以後二桁になり、1970 年代半ばからは年 5 人から 20 人の間、1988 年と 1989 年(1-11 月)は各 14 人であった(青木 2018c:表 7)。]

2. 「国境での火器使用について」：国防相が「射撃命令は存在しない」と言った以上、「国境でも射撃してはならない。さもないと国防相が信頼を失う。射撃命令がないのであれば、逃亡する人間が撃たれてはならない」。射撃は国境兵の「身体や生命が危険に晒される場合」に限られる。「現在の政治情勢においては火器を使用することよりも、人をずらからせる(abhauen lassen)ことに注意を払うことが重要である」。[この国防相発言は上記ケスラー発言を指す。]

3. 車両による国境突破阻止設備の強化を検討せよ。但し「敵に分からないように」、また美観にも注意せよ。

②シュトレレッツが「さらに詳論した」：

a) 「政治的・イデオロギー的教育」による脱走兵問題への取り組み、

b) 「いかなる場合にも、我々が射撃しないというキャンペーンを始めてはならない」。「歩哨たちが射撃を必

² 国防相ケスラー(Heinz Keßler)のツァイト紙とのインタビュー(Keßler 1988)を指す。インタビューの日付のは記載はないが、同紙の発行は 1988 年 9 月 30 日である。その中の火器使用についてのケスラー発言とその意義については青木(2018c:15 節(5))。

³ いわゆる政治局裁判のベルリン地裁判決にも引用されている(Marxen:2002:707f.)。

⁴ この文書の彼の肩書きは「大臣代理として」(Minister i.V.)である。i.V. = in Vertretung。脚注 6 参照。

要としなければならぬ」⁵、

c) 「国境での火器使用の回避と国境での特別の諸出来事を許さないこと」は、「目前にあり得るフランス大統領の DDR 訪問」や、「君らはいまの情勢において君らの国境で射撃しなければならないのか?」という「ソ連の同志たちのあり得る反応に関連」しているのであり、「現在特別の政治的重要性を持っている」、

d) 国境守備隊員の徴兵について〔詳細略〕

③シュトレレッツは、現在の国境情勢および「今後 2 年間」の展望と可能な対策について「できれば 4 月末に」国防相に報告すべきであるとの方針を示した。

以上のうち①と②が停止命令である。

注目されてきたのは①の 2 である。しかし、①の 1 と 3 および②の a と b は、射撃停止の代替措置としての歩哨と対車両遮断設備の強化およびその他の対策であり、②の c は停止命令の発令理由であるから、いずれも停止命令の構成要素として重要である。

ドイツの諸文献は①の 2 を射撃命令の廃止と呼ぶ。しかし、東独当局は、西独の言う射撃命令の存在を否定してきたがゆえに、そうは言わず、あくまで国境での逃亡者への射撃の停止を命じたとする。

射撃停止(①の 2)の中身は、1982 年制定の国境法第 27 条(青木 2018c:15 節(4))が許容した火器使用の大部分、つまり国境兵の身体・生命の危険の場合以外のすべての停止であった。

発令記録には明記されていないが、停止命令によって警告射撃も禁じられた。その証拠は文書にある。

第 1 に、保安機関すべてを統括する SED 中央委員会保安問題部の課長・大佐ハマーが 4 月 11 日に、ショッセー通り検問所における警告射撃(4 月 8 日、詳細は 4 節)を非常に強い言葉で非難した(5 節参照)。

第 2 に、東独の国境検問所の旅券審査を統括するシュタジ第 VI 局が、4 月 13 日の会議においてはっきり、生命の危険の場合以外には「火器は使用されるべきではなく、警告射撃もされるべきではない」と指示した(5 節)。

ところがミールケは、その後も、ギュフロイ射殺を「全く正当」と言い、停止命令後の警告射撃も条件付きながら「不可避」と訓示した(4 月 28 日)(6 節参照)。これは停止命令の骨抜きに当たる言動として注目すべきである(6 節参照)。

発令記録②b にある「歩哨たちが射撃を必要としないことを達成しなければならない」という言葉も、停止命令が目指したものを読み取る上で注目されるべきであった。

「射撃を必要しない」で、何を「達成しなければならない」かと言えば、逃亡阻止である。だから射撃の代替措置として①の 1 と 3、また歩哨の生命の危険防止策としての②a(脱走兵削減策)を例示して、射撃なしに逃亡を阻止できる体制作りの検討を指示した。決して逃亡容認ではなかった。

①の 2 には「現在の政治情勢においては火器を使用することよりも、人をずらからせること」とあるが、それは逃亡放置という意味ではなかった。停止命令は、「政治情勢」が変わったのだから、逃亡という現行犯の阻止のための火器使用は正当であるという国境法第 27 条の運用を停止し、逃亡阻止に火器を使うな、代わりに火器を使わなくても逃亡を阻止できる

体制を工夫せよ、ということであった。

停止命令は、国内外からの非難を呼ぶ逃亡者への射撃の停止を命じつつも、逃亡を阻止して逮捕し有罪にするという従来通りの国境規制が継続されるのみならず、射撃なしに逃亡阻止が達成できるように国境遮断体制を強化するという命令でもあった。

従って停止命令も引き続き、CSCE ウィーン会議最終文書の言う出国権の無制限尊重への重大な違反であった。

しかも、停止命令は国民が知ることのない極秘命令であり、ベルリンの壁では同命令発令後の 4 月 8 日にも同 26 日にも実際に警告射撃があったので、東独国境での射撃は続いていると内外世論は受け取っていた。

だから逃亡を試みる者は、停止命令発令後も引き続き、対西独本土・西ベルリン国境では射撃があり得ると想定せざるを得なかった。

停止命令に「射撃しないというキャンペーンを始めてはならない」(②の b)とあった。なぜか。

1 つの理由として、停止命令公表は、東独が存在しないと主張してきた射撃命令が存在したことを示すことになってしまうという配慮が考えられる。しかしギュフロイ事件をはじめ度重なる射撃の事実は明らかであり、何よりも国境法第 27 条による射撃容認が公表されているのだから、CSCE ウィーン会議最終文書を考慮し、国境歩哨の生命の危険の場合以外の同第 27 条の運用を停止した、というような発表をするほうが、外交上も世論対策上も得策であった。

そうしなかったのは、射撃停止を公表しないことによって、逃亡者への脅し効果を持続させるためであったと考えられる。

以上のように、停止命令は、射撃を停止する一方で、射撃の脅し効果を維持しつつ、射撃に代わる国境遮断体制強化も命じた。従って、停止命令によって「SED 国家の存在条件が廃止」された(1 節に引用の Hertle)わけでは全くなかった。停止命令は、7 ヶ月後に生じた壁開放とは本質的に異なるものであった。

停止命令は国境法第 27 条の大部分の運用停止という重要事項にもかかわらず、以上の記録には政治局や国防評議会、閣僚会議などの公式決定機関が登場しない。

Süß (1999:149)は、「それについて権力機構トップではきつと議論されたに違いないが、権限のある諸委員会〔政治局や国防評議会〕では議論されず、ホーネッカーとクレンツの間で、続いてシュトレレッツと議論された」と言う⁵。

そうだとすれば、停止命令はホーネッカーによるいわゆる中央決定だった考えられる。

停止命令は、1988 年 9 月のケスラー発言の言う国境であり得る射撃や、ホーネッカーが同年 12 月に発令した可能性が高い射撃制限命令の再版に、射撃なしの逃亡阻止体制強化を加えたものであった。だから、ホーネッカーにとっては、全くの新政策というものではなかった。

但し 1988 年のこれらには、「逃亡する人間が撃たれてはならない」、「火器を使用することよりも、人をずらからせること」が重要だというような、停止命令にある直截的な表現がなく、また結果として不徹底に終わった。停止命令は制限命令やケスラー発言に比べより明確なものであったし、警告射撃もはっきりと排除した。他方で停止命令は、射撃停止だけでは

⁵ 著者は政治局や国防評議会の議事録を調べた。この引用にある「それについて」は、文章上は直前にあるギュフロイ事件を指す

が、引用の最後に 3 人の名前が並ぶことが示すように、実際には停止命令を意味している。

なく、その代替措置の検討も命じた。

射撃による逃亡阻止数は多くなく、他方でそれがもたらす政治的損害はますます大きくなった。そのためすでに、対西独本土国境の自動射撃装置 SM-70 は 1984 年 11 月までに撤去され、埋設地雷の撤去も進化した(青木 2018a:5)。その上 CSCE ウィーン会議最終文書が出国権の無制限尊重をはじめとする人権尊重をヨーロッパ安全保障の原則の 1 つと明記したことにより、逃亡阻止の政治的痛手は射撃抜きでも、ましてや射撃によるならはるかに重大になった。従って、射撃停止は当然であった。

しかし東独指導部の CSCE 対策は、停止命令と新外国旅行行政令とに留まった。それらは CSCE ウィーン会議最終文書が規定した原則には全くふさわしくなかった。停止命令は逃亡阻止という目標をそのままに手段の一つである射撃を停止したにすぎず、新外国旅行行政令は、出国許可基準を緩和したが、依然として権利としての出国を認めず、国家が選択的に出国許可を与える制度であった。

これはハンガリー政治局と対照的な対応であった(7 節)(青木 2018c:15 節(7)参照)。

ホーネッカーは 1989 年 1 月にスウェーデン首相に、2 月には西独要人たちに兵員 1 万人削減予告によってヨーロッパ安全保障への貢献をアピールしたが、出国権否定の代償にはならなかった。

3. 停止命令の下達

停止命令の発令は極秘とされ、口頭に徹した。しかし発令記録が残された上に、ショッセー通り検問所事件(4 節)ゆえに命令の下達状況調査が必要となったために、各部署への下達状況の記録も作成された。結局多くの文書が残った。

発令記録には、上記のように、停止命令がいつどのように末端までの伝達されるかについての記載がない。

国境守備隊司令部第 I 局の 1989 年 4 月 12 日付けの「記録」(HA VI 1308, Bl. 27)に伝達の様子がある：

「国境守備隊司令部第 I 局

ペッツ 1989 年 4 月 12 日

1989 年 4 月 3 日以来、国防相代行⁶・大将シュトレレッツによる口頭の任務指示に則り、国防相代理兼国境守備隊長同志大将バウムガルテンによって、配下のすべての部隊および北部・中央・南部各国境司令部が 19:00 頃口頭で、国境任務(対 BRD・西ベルリン国境)において国境突破防止のために火器を使用しないことを指示された。

自分の生命の脅威の際にのみ火器投入が許される。この命令付与は 1989 年 4 月 4 日に国境歩哨 [= 最下部] まで周知され実行されている。

1989 年 4 月 4 日 22:00 に第 36 国境連隊司令官の命令がショッセー通り国境検問所の DDR 国境守備隊 DHO [当直将校] に出された。

1989 年 4 月 5 日 08:35 に DDR 国境守備隊当直将校少佐シュトックマンによって、ある申し合わせの際に、旅券審査単位 (PKE) 小隊長大尉ラバンと税関上

級事務官エッカートの協力のもとに、命令の内容が [旅券審査と税関にも] 徹底された。

第 I 局長代理・大佐ニーター」。

この文書をニーター記録と呼ぶことにする。冒頭の 2 行(原資料では 1 行)はヘッダーであって宛先ではない⁷。ペッツ (Pätz) は国境守備隊司令部所在地である。

ここには「国境突破防止のために火器を使用しない」と明記されている。これは当然、狙い定めた射撃だけではなく、警告射撃も含むはずである。

もともと東独国境法第 27 条の規定によれば、警告射撃は火器を人に使用する場合、つまり狙い定めた射撃の際の「予告」手段の 1 つである。だから予告に応じて逃亡行動が中止されなければ、狙い定めた射撃が行なわれることが予定されていた。火器を人に使用しない場合に警告射撃をすることは国境法の規定になかった。

実際には停止命令発令後にも、ショッセー通り検問所事件と、その後 4 月 26 日にもベルリンの壁で警告射撃がなされた(6 節参照)。これらの場合に逃亡者が行動を続ければ、狙い定めた射撃を受けたはずである。

ニーター記録のうちヒエラルヒー下部に口頭伝達すべき命令内容と思われる言葉は、「国境任務において国境突破防止のために火器を使用しない」ことと、「自分の生命の脅威の際にのみ火器投入が許される」ことである。これは停止命令の①の 2(2 節)の簡略化であるが、バウムガルテンの 19:00 頃の口頭指示と全く同一かどうかは不明である。

もしこれだけだとすると、説明は一切なかった。

国境守備隊の職務規則が、火器使用は国境法第 27 条によると定め、隊員にはその旨の教育が徹底されていた(青木 2018c:22)。停止命令はそれを一変させるものである。だから、たとえ軍事組織であっても、「現在の政治情勢においては」(停止命令①の 2 の言葉)とか「外交配慮のため」など、簡単であっても説明が付かないと、現場の指揮官(士官・下士官)は疑問を抱えたままであったと思われる。彼らは従来、昇進や降格会費のために、過剰射撃になりがちであった。

停止命令のうちの射撃停止の代替措置など(2 節の①の 1 と 3 および②の a と b)は、司令部が具体化する事項だから下部に伝達する必要はない。

ニーター記録にある第 36 国境連隊は東ベルリン・リヒテンベルク区のルンメルスブルクに駐屯し、ギュフロイ事件を起こした第 33 国境連隊のすぐ北側を管轄した(青木 2018c:6)。

ニーター記録にある「19:00 頃」は文脈から 4 月 3 日のことであり、「4 月 4 日」には国境守備隊末端の歩哨まで周知されたとある。

しかし同じニーター記録に、ショッセー通り検問所の国境守備隊当直将校に命令が届いたのは同日 22 時とある。ということは、4 日遅番(24 時まで勤務)の歩哨はすでに配置に就いていたのだから、この命令が歩哨に伝達されたのは 5 日 0 時から配置に就く早番からになる。

シュタジ職員が担当する同検問所の旅券審査と税関に命令が「熟知」されたのも、上記のように、5 日朝であった。

⁶ ここではシュトレレッツの肩書きが本来の国防相代理 (Stellvertreter des Ministers) ではなく同代行 (amtierender Minister) となっている。

⁷ Hertle (1997:42, Fn.53) は、「第 I 局」をシュタジのそれと解釈し、ニーターを「国境守備隊におけるシュタジの代表者」と記した。しか

し訳文のように、原資料のヘッダーには「国境守備隊第 I 局」(Hauptabteilung I beim Kommando Grenztruppen) とある。だからここに言う第 I 局はシュタジではなく国境守備隊司令部のそれである。この文書も政局裁判判決に引用されている (Marxen 2002:708)。Kuhrt (1996:191) にも抜粋がある。

このことは4月4日に末端まで周知されたという自らの記述と矛盾しているが、大佐ニーターは気付かなかった。

一部には、停止命令が守備隊ルートでは下ろされたが、シュタジには下ろされなかったとある⁸。しかしニーター記録によれば国境守備隊当直将校が検問所内のシュタジ職員(旅券審査と税関)にも伝達した。またシュタジ支部の大多数にも下達されていたのは、シュタジ第VI局による以外にあり得ない(5節参照)。

シュタジ第VI局は、旅券審査、ツーリズム、インターホテルを所管し、ショッセー通り検問所事件で発砲したのはその管轄下の旅券審査官であった。

ニーター記録をシュタジ第VI局が保管していたことと、その作成日(4月12日)から、この記録は、ショッセー通り検問所事件(4節)の検証の際に判明した停止命令不徹底の調査の一環として作成され、同第VI局に提出されたと見られる。同第VI局がその不徹底対策のための会議を4月13日に開いた(5節参照)。

ニーター記録(4月12日)とSED中央保安問題部によるショッセー通り検問所調査(4月11日)(5節参照)との間には齟齬がある。前者は停止命令が同検問所の末端まで徹底されていたと言い、後者の調査では、ある幹部さえ停止命令を知らなかった。しかし前者にこの齟齬についての説明はない。なぜかは5節で検討する。

以上のように、停止命令の傳達は不徹底で、記録は部分的に整合性に欠け、混乱状態が存在した。さらに誤解ないし曲解も存在した(後述)。

4. 1989年4月8日ショッセー通り検問所で警告射撃

停止命令発令の4日後、4月8日に、ショッセー通り検問所を全力で走って通り抜けようとした青年二人に、旅券審査官が警告射撃をし、国境守備隊員らが逮捕した。

この検問所は東ベルリン中央区にあり、西ベルリン市民と東独市民の通行用であった⁹。この区域の国境警備は東ベルリン・パンコウに駐屯する第35国境連隊の管轄し、各検問所の業務(旅券審査や税関)はシュタジ職員が担当した。

この検問所の東独側と西ベルリン側の両出入口の間は約120mであり、後者から内側へ約10mの地点で逮捕された(Hellwig 2009.04.08)。途中で障害物もあったので、二人の逃走距離は110mハードル相当であった。

シュタジ第VI局作成のHA VI 1308(BI.12-14)に現場説明写真が、同(BI.15)に現場図解が、同(BI.5-10)にこの逃亡劇の詳細な報告書がある。これらを第VI局報告書と呼ぶことにし、それによると、事件は次のように経過した:

同検問所は東西両側から一直線に見通しが効き、かつ狭く、西ベルリン側には見物台が設置されていた。

逃亡しようとしたのは運動能力に優れた27才の二人の青年であり、事前に西ベルリンにいる元東独市民に連絡していた。その市民を含む4人(うち女性1人)が、カメラと望遠鏡を持って見物台から見守り、彼らに「大声で「走れ」と呼びかけた」。

偶然ある西独紙の東独駐在特派員が西ベルリンから検問所に車で入ったばかりであり、事件を間近に目撃した。〔原資料の氏名等の欄は黒塗り。〕

二人は「後方保安区域」〔東独側出入口〕右端(二人から見て)のすぐ手前に、他の歩行者とともに待っていた。図解では入口直近にこの青年二人を含む6人、少し離れた2カ所に3人と4人、計13人が立っていた。

出入口にある上げ下げ式の車の遮断機が東独に入国する車のために上がった瞬間に、入口に立っていた旅券審査官の間を見て、二人は検問所内に突入、全力疾走で車列や遮断物の間を走り抜け、高さ1.3mの開閉式の車の遮断柵も鮮やかに飛び越えた。

この旅券審査官がすぐにアラームボタンを押した。そこで、歩行者窓口にいた旅券審査官が二人を追跡したが追いつかず、二人は「前方保安区域」〔西ベルリンとの出入口〕のすぐ近くまで進んだ。

「規定通りに」付近の詰め所から飛び出した別の旅券審査官が、「国境突破防止にはほかの可能性がなかったので」、ピストルで国境線と平行よりやや内向きの「南東方向の空中へ」警告射撃1発を撃ち、二人は立ち止まった。二人は追跡した旅券審査官と駆けつけた国境兵によって別々に逮捕された。

「この国境突破は計画的であり、挑発として準備された。投入グループIXの調査結果から明らかのように、犯人たちはDDRを不法に去る企図をかなり前から抱いていた。西ベルリンからも首都〔東ベルリン〕からもよく見えるこの検問所が彼らによって調べられていた。犯罪実行時点は犯人たちにとって有利であった。というのはこの検問所はこの時点で相対的に混み合うからである」。

まず何よりも驚くべきことは、停止命令についてのシュタジ第VI局の誤解ないし無理解である。この文書は停止命令発令後に作成されたにもかかわらず、この中で同局は、何のためらいもなく、警告射撃を国境突破(=逃亡)防止のためだったと記述している。この文書のタイトルも「ショッセー通り検問所において防止された国境突破」と誇らしげであった。

逃亡者は素手であり、旅券審査官にいかなる危険も及ぼさなかったのだから、停止命令によれば、狙い定めた射撃はもちろん、警告射撃さえあつてはならなかった。

この報告書によって、火器を使用するよりはづらからせよ、という停止命令の核心を、検問所管理の元締めであるシュタジ第VI局が理解していなかったことが示された。同局は従来通りに、逃亡防止のためには他の手段がなければ射撃するという国境法の規定に基づく報告書を作った。まるで停止命令がなかったかのようであった。

この報告書の作成時点(4月9日)において同局が停止命令を知らなかったはずがない(理由は5節参照)。それを知った上でこのような報告書を作成したということは、停止命令の伝達の仕方が悪かったか、受け手が誤解ないし無理解をしたかである。

この逃亡劇はセンセーショナルな事件になった。というのはギュフロイ射撃への非難がまだ覚めない時であったとも

⁸ 例えば「ベルリン州の公式首都ポータル」には、東独国境守備隊には4月3日に「国境突破防止のために」火器を使用するなどの指示があったが、ショッセー通り検問所旅券審査係は「シュタジに属していて、彼らは新しい指示を知らなかった」とある(<https://www.berlin.de/mauer/orte/ehemalige>).

[grenzuebergaenge/chaussee](https://www.berlin.de/mauer/orte/ehemalige)).

⁹ de.wikipedia (Chausseestraße)には、第1次ベルリン通行証協定(青木 2018:48-49 参照)によって西ベルリン市民が東ベルリンの親戚訪問のために車と徒歩でショッセー通り検問所に押し寄せた写真がある(最終日の1964年1月5日)。

に、非常に目立つ場所かつ時間帯であったからである。

この事件はベルリン中央区にある検問所で、午前 9:30 という東独への入国者が混み合う時間帯に起こり¹⁰、二人が飛び越えた遮断柵の直近に偶然居合わせた上記特派員が現場取材をした。

その上、二人が遮断柵を鮮やかに飛び越えるカラー写真と、拳銃を発砲しようとする構えつつ見物台の支援者を睨む旅券審査官のカラー写真が AP によって世界に流れたからでもある¹¹。両写真はともに被写体を正面の高い位置から、つまり西ベルリン側の見物台から応援者が撮った。

この審査官が、詰め所から慌てて飛び出し、制帽をかぶらず、その上タバコをくわえたまま拳銃を手にカメラを睨む表情の大写しは、映画ならまさに悪人のシーンに見える。

そのためシュタジ幹部の「特別の怒りを誘い、「党の政策の信用を落とすために敵が利用し得る政治的に否定的な諸影響」を引き起こすと考えられた」(Süß 1999:151)。

この旅券審査官の行動は第 VI 局報告書によると、「規定通り」の行動であった。ということは、停止命令に反する「規定」が生きていたことになる。しかし同報告書はそのことの問題性に気付いていない。

第 VI 局報告書には「犯人たちへの狙い定めた射撃はされなかった」とある。そのとおりであったが、当該旅券審査官は、「国境突破防止にはほかの可能性がなかったので警告射撃をした」とある。従って、警告射撃後も二人が立ち止まらなければ、狙い定めた射撃によって逃亡が阻止されただろう。拳銃でもそれが可能な至近距離に二人がいた。

二人が事前の申し合わせのとおり警告射撃後すぐ立ち止まったことは、東独指導部にとっても救いであった。もしも射殺、しかも衆人環視下に 2 人もの射殺が生じていたら、とんでもない騒ぎになったに違いない。

ショッセー通り検問所事件 20 周年の 2009 年 4 月 8 日、ビルト紙が当時の現場に 2 人を招いてインタビューした (Hellwig 2009.04.08)。それによると、2 人はグライザー (Bert Greiser、以下 Gr.) とバッハマン (Michael Bachmann、Ba.) で、ともに事実婚の妻子持ちであった。2 人はランニングシューズを履きタクシーで検問所へ行った。Ba. は「国境を見た時心臓がズボンに滑り落ちた」(怖じ気づいたという意味) と言う。

二人の目の前には「カラシニコフを持った 1 ダースの国境兵士」や自動車突入阻止のための大きなコンクリートブロック、塀やフェンス、門があったと、ビルト紙記者は書いた。

しかし「目の前」、つまり検問所の建物の外にいた係官は、上記図解では、国境兵ではなく、旅券審査官 3 人と税関職員 2 人、計 5 人である。あとになって、警告射撃をした旅券審査官 1 人と、逮捕に当たった国境守備隊員 2 人がそれぞれの詰め所から飛び出した。

1980 年代初めの私の多くの検問所の経験では、ツーリストが徒歩であれ車であれ旅券審査に向かう場所でカラシニコフを構えた兵士が応対する場面を見たことがない。フリードリッヒ通り駅の構内の東独内の列車乗り場と西独向け乗り場の隔壁の見上げるような上部にはカラシニコフを抱えた兵士がいた。彼は国境歩哨であり、ツーリストの応対に出てくること

はなかった。制服も異なった。

我々外国人の車や徒歩での東ベルリン入りにはチェックポイント・チャーリーが指定されていた。しかし 1980 年代半ばに私は車でボルンホルマー通り検問所からの東ベルリン入りを試したことがある。突入と誤解されないようにゆっくり入っていった。入口に立っていた旅券審査官は丸腰であった(内側にピistolを持っていたかもしれないが)。数次ビザを持っており、ボルンホルマー通りのすぐ近くに住む知人を訪ねるのだが、チャーリーはすぐ遠回りになるからここを通してほしいと言うと、彼は、規則ゆえチャーリーへどうぞと言った。やはりだめだったが、彼は非常に丁寧だった。

チェックポイント・チャーリーは外国人(西独を除く)のほか、連合軍関係者、外交官、東独市民の通行用であった。

ちなみに 1978 年 12 月 13 日付けのハインリッヒ・ハイネ通り検問所 (Grenzübergang Heinrich-Heine-Straße) の詳細を記したシュタジ文書 (HA VI 14165:Bl.92;95) によると、「旅券審査単位」67 人、税関 46 人、アラーム係 3 人、国境守備隊 35 人が勤務し、殆どが 3 交代制であった。装備は、ピistol (“M”) 67 丁、カラシニコフ自動小銃 (MPi “K”) 15 丁であった。

やはり東ベルリン中央区にあったこの検問所は西独本土在住の西独市民と東独市民の通行用であり、同時に商品・郵便貨物輸送のトラックの出入口でもあったので、特殊であった。面積も約 1.9 万 m² と大規模であった。当然人員も多かった。

Gr. と Ba. がショッセー通り検問所に突入した時、彼らの印象では、係官が驚いて「反応しなかった」と言う (Hellwig 2009.04.08)。

実際には東ベルリン側出入口にいた旅券審査官がすぐアラームボタンを押した。しかし、ボタンが出入口に接した詰め所の中にあり、そこへ入るのに「約 7 秒」かかった (第 VI 局報告書)。7 秒あれば 2 人のスピードからすると、半分以上進んでいて「反応しなかった」ように思ったのだろう。

「サイレンが鳴り始めた時、自動的にすべての門が閉まった」。「その時私 [Ba.] はピistolを持った男を見た。彼は私を、次に Gr. を狙った」と言う (Hellwig 同前)。

二人を順に狙ったというのは記憶違いか、または当該旅券審査官が一応二人に順に照準を当ててみたのかもしれない。図解によると、この時点での二人の位置は少し離れ、射撃方向が全く異なるので、それぞれを「狙う」には少なくとも 2 発必要である。実際の発砲は空中への 1 発であった。

この証言にビルト紙記者は、「この国家人民軍将校は撃ったが、わずかに当て損ねた」と書き足した。これは間違いである。撃ったのは上記のように、国家人民軍でも将校でもないし、警告射撃であって、「当て損ねた」のでもない。

二人は予め「撃たれたら降服することを申し合わせていた」。「逃亡したいのであって死にたくなかった」から、すぐに立ち止まったと言う (Hellwig 同前)。

二人は有罪となり、ハレにある青年刑務所に収監された。服役中の同年 11 月 9 日壁開放となった。看守は二人をからかい、自分たちは西へ行ってきたと言った。3 日後、二人は釈放された (Hellwig 同前)。

¹⁰ 二人の遮断柵飛び越え写真 (脚注 11) の下部に写る人々や車が入国待ち行列である。

¹¹ <http://www.chronik-der-mauer.de/chronik/181920/bildergalerie>

[fluchtversuch-zweier-ost-berliner-am-grenzuebergang-chaussee-strasse-berlin-mitte](http://www.chronik-der-mauer.de/chronik/181920/bildergalerie) にカラー写真掲載。Hertle (2009: 41) はモノクロ写真を、同 (2011a:180f.) はカラー写真を所収。

5. 命令下達検証

ショッセー通り検問所事件に SED 中央は驚き、怒った。そのため国境守備隊とシュタジも慌てた。

同事件発生直後 4 月 11 日に、クレンツが所管する SED 中央委員会保安問題部の幹部 2 人、すなわちシュタジ担当課長ベンゲルスドルフ (Fritz Bengelsdorf、少将) と、国家人民軍担当課長ハマー (Eberhard Hammer、大佐) がショッセー通り検問所に出向き、同検問所旅券審査責任者ヘス (Heß、中佐) を詰問した。その際のシュタジ記録によると：

「同志・大佐ハマーによってまさに攻撃的に同志・中佐ヘスに質問がなされた：DDR 国境守備隊では 1989 年 4 月 4 日 22:00 に、自分の生命の危険の場合以外には今後火器を使用しないという命令が出されたことを一体知らなかったのか、と。同志・中佐ヘスは国境守備隊の命令を知らなかった」 (HAVI 1308、Süß 1999: 151 から再引用)。

ハマーら保安問題部幹部にとっては驚愕の返事であったにちがいない。

ここには「国境守備隊では」停止命令が 4 日 22:00 に出されたとあるが、前述 (3 節) の 4 月 12 日付けのニーター記録とは異なる。

ニーター記録には、4 月 3 日に国境守備隊長から、「配下の全部隊 (alle unterstellten Verbände) および北部・中央・南部各国境司令部が 19:00 頃、口頭で」停止命令を受けたとある。

ニーター記録では 4 日 22:00 に行なわれたのは、第 36 国境連隊司令部からショッセー通り検問所への命令伝達であった。ハマーは実際にはこのことを言ったのかもしれない。

しかし、3 日 19:00 頃に発令された命令が、同検問所に届いたのは 4 日 22:00 であったのはなぜか。27 時間も経っている。あちこちへの「口頭」伝達に手間取ったのかもしれないが、はっきりしない。国境守備隊の連隊までのヒエラルヒーは司令部→北部・南部・中央各国境司令部→国境旅団→国境連隊であった。

シュタジ第 VI 局が緊急に下記会議を招集したり、停止命令下達状況調査が実施されたのは、驚いた中央委保安問題部の指示によるのだろう。

シュタジ第 VI 局は、ショッセー通り検問所事件の「評価」と「命令状況」解明ために、4 月 13 日にシュタジの各県支部旅券審査責任者を東ベルリンに集めた。興味深いと思われるこの会議の記録を、残念ながら私はまだ入手していない。やむなく Süß (1999:152) が引用するその冒頭部分によると：

「現在の政治情勢と CSCE [ウィーン] 会議の結果に基づいて、我々は賢明なチェキスト的行動によって党と政府の平和政策を支えねばならないことが強調された。何を如何に為すか、すべてが党の政策を支えねばならないし、国境では平穏と秩序が保障されねばならない」。
[そのために] 旅券審査官に「遅滞なく」以下を命じるよう指示された：「国境検問所に対する武装攻撃の際」と、「国境検問所に投入された要員の生命と健康の直接的防御のため」に、「他の手段では撃退され得ない場合に限り、火器が使用され得る。他のすべての場合には火器は使用されるべきではなく、警告射撃もされるべきではない」 (原資料は HAVI 1308)。

第 VI 局のこの指示では火器使用は生命の危険のみではなく武装攻撃への対処の場合も加えられたが、停止命令と大

きな違いはない。警告射撃禁止が明記されたのはショッセー通り検問所事件を意識してのことに違いない。

しかし停止命令にあった「逃亡する人間が撃たれてはならない」などの、より端的な言葉はなくなった。このことは「生命の危険」の拡大解釈の余地を残した。

以上は停止命令の再徹底についてである。ショッセー通り検問所事件までの停止命令の下達状況が調べられねばならなかった。

関係する各職務単位に下達状況を調査させた結果の報告から、停止命令が「一部では誤解され、一部では全く届けられなかったことが明らかになった」。その例としてボルンホルマー通り検問所やシュタジのカールマルクスシュタット・マグデブルク・ズール・ゲラ各県支部からの報告が挙げられた (Süß 1999:152)。

4 節でも触れたボルンホルマー通り検問所は東ベルリン・プレントラウアーバルク区にあり、この年 11 月 9 日に壁を最初に開くことで有名になった。ここは西ベルリン市民を含む両独市民と外交官の通行用であった。

このように、命令が正しく伝わっていなかったのは、ショッセー通り検問所だけではなく、しかも一部の検問所のみならず、15 都県のうち 4 県のシュタジ支部にも伝わっていなかった。これら 4 つのシュタジ県支部はいずれも対西独本土国境に接し、特にマグデブルク県とズール県の国境距離は長かった。

ここに引用されている調査結果は、国境検問所やシュタジ県支部からの 4 月 12~14 日付けの通知やテレックス、電話である。従って第 VI 局招集の上記 13 日の会議より以前に、おそらく 11 日のハマーらの調査のあとすぐに中央委保安問題部がシュタジと国境守備隊双方に調査を指示したのだろう。

3 節において触れた国境守備隊司令部のニーター記録も、シュタジ第 VI 局が保管し 4 月 12 日付けであることと内容から、この調査の結果報告の 1 つだったと推測される。

ショッセー通り検問所では、上記のように、旅券審査責任者であるヘスが停止命令を知らなかったとハマーの詰問に回答した (4 月 11 日)。しかし、発砲したのはヘスの部下の旅券審査官であったのだから、同検問所旅券審査部門では、ヘスのみならず少なくとも一部の、あるいは全部の旅券審査官も停止命令を知らなかったことになる。

他方、ニーター記録によれば、同検問所の旅券審査官には 4 月 5 日朝に国境守備隊当直将校が、旅券審査小隊長の協力のもとに、停止命令を徹底したことになっている (3 節)。

この齟齬について、ニーター記録は何ら言及していない。その含意は、国境守備隊としては当直将校が旅券審査小隊長などに停止命令を伝達したので、責任を果たしたのであり、そこから先は旅券審査部門内部の、従ってシュタジ内の問題であり、守備隊の調査範囲ではないということであったと考えられる。

それにしても責任者ヘスにさえ伝達されなかったのだから、驚くべきことである。しかも上記 (4 節) のように、第 VI 局報告書はショッセー通り検問所における警告射撃をまるで成果のように記した。

他方で、シュタジの 11 都県支部は停止命令を知っていたし、誤解してもいなかった。これらに停止命令を伝達したのは第 VI 局以外にあり得ない。シュタジではこうした本部第 VI 局と県支部第 VI 部のつながりをライン VI と言う。

従って第 VI 局は停止命令をショッセー通り検問所事件以

前に知っていたし、シュタジ・ルートで下達したが、自らは停止命令を正しく理解してはいなかったことになる。

この結論によれば検問所旅券審査部門には国境守備隊からもシュタジからも停止命令が伝達されたのだから、ヘスがそれを知らないはずがなかった。しかし彼は知らなかった。

それはなぜか、という疑問が依然として残る。Süß には下部にどのような「誤解」があったのか、また「全く届けられなかった」のはどこなのかが記されていない。典拠とされるシュタジ文書を私はまだ入手していないので、補足できない。もしボルンホルマー検問所が「全く届けられなかった」ところに該当なら、それと似て、ショッセー通り検問所にはシュタジ・ルートからの下達が届いたのかもしれない。そうであっても国境守備隊ルートからの伝達があったのだから、ヘスが知らなかったことは依然としてナゾである。

なぜかともお粗末なことになったのかも Süß には記されていない。末端の数が膨大である上に、ヒエラルヒーが何段階もあるにもかかわらず、簡単な内容の口頭伝達にしたことにそもそも問題があったと考えられる。

加えて、長年、国境守備隊もシュタジも、射撃を厭わない逃亡阻止を「階級義務」という至上課題として位置づけ、メンバーにそのように教育してきた。その上、射殺してでも逃亡を阻止すれば褒賞と昇進、取り逃がすと糾弾、降格という実情が存在した(青木 2018c:6・7 節)。従って両組織の幹部も、国境兵や旅券審査官も、何が何でも逃亡阻止という観念のもとにあり、そのように行動してきた。

そういう状態から射撃停止への切り換えには幹部から末端にまで、それなりの説明と、「火器を使用することよりも、人をずらからせよ」、あるいは類似の端的な言葉が必要だったはずである。それを簡単な口頭伝達で済ませてしまった。

一般幹部や末端の兵士・係官は「現在の政治情勢」によって判断するわけではない。彼らには、逃亡者を取り逃がせば譴責されるという思いがこびりついていた。

しかも、トップ指導部の一員であり、すべての情報を把握するはずのミールケの訓示には、停止命令下でも逃亡阻止のための射撃がありうるという解釈があった。それは意図的誤解、つまり曲解であり、停止命令の骨抜き画策であった。

6. 停止命令の骨抜きを図るシュタジ大臣ミールミールケ

停止命令をめぐる混乱は命令下達経過だけに留まらず、上記のように、検問所業務を管轄するシュタジ第 VI 局に停止命令の誤解ないし無理解が存在した。

より重大なことに、国境守備隊とともに国境守護を担うシュタジ大臣ミールケが、停止命令の例外規定の拡大解釈を示して警告射撃を「不可避」とし、また停止命令発令の背景となったギュフロイ射殺やその後 3 月 10 日の逃亡者への射撃(負傷)を「全く正当」と訓示した。2 節で述べたように、このことは停止命令の骨抜きの意図に当たる。

訓示は 4 月 28 日のシュタジ中央職務協議会 (Zentrale Dienstbesprechung) で行なわれた (7 節参照)。

但し、この訓示の内容はミールケ個人の見解ではなく、またこの日初めて明らかになった見解でもないはずである。そ

れは停止命令発令後すぐから、シュタジ指導部内で形成されてきた考えの結晶であるに違いない。

というのは、この訓示はアドリブではなく、よく準備された原稿のとおりだからである。この原稿の作成には、ミールケの通知の例 (7 節) と同様に、あるいはそれ以上に、シュタジ本部の指導部や主要部署が関わったはずである。

ミールケの停止命令に関する訓示の眼目は、後述のように、逃亡阻止のための警告射撃の不可避性の主張にあった。しかし彼は、その例証にショッセー通り検問所での警告射撃による逃亡阻止成功を挙げなかった。というよりも、挙げることができなかった。

この警告射撃に対しては党中央が槍玉に挙げていたし、同事件はあまりにセンセーショナルで国内外に良く知られていた上に、逃亡者が素手であったことも良く知られていた。だからそこで国境歩哨の生命の危険があったと強弁することはできないから、この事件によって警告射撃を合理化することは不可能であった。

彼は警告射撃の「不可避」性の例証の 1 つとして、訓示の 2 日前、4 月 26 日にベルリンの壁で再び起こった逃亡者への警告射撃と逮捕の事件を利用した。停止命令発令の 23 日後、ショッセー通り検問所事件の 18 日後の事件であった。

その利用価値は大型ダンプカーにあった。

その事件は、「ポツダム県(グリーニッケ・ノルトバーン)」のベルリンの壁で起こった(ZAIG 8677:Bl.172)。グリーニッケ事件と呼ぶことにする。

グリーニッケ・ノルトバーン(Glienicke Nordbahn)は、「ベルリンの北のグリーニッケ」と言われる¹²。

ポツダム市はベルリンの南に位置するが、東独時代に存在したポツダム県には、西ベルリンとの境界のうち東ベルリンと接する部分以外(つまり北・西・南)のすべての隣接地が属し、西ベルリンのすぐ北にあるグリーニッケ・ノルトバーンも同県に属した。

ここにある壁を 21 才の労働者が、盗んだ「KrAS」型ダンプカー[ソ連製大型ダンプカー]で突破しようとした。

彼は後背地壁の破壊に成功したが、照明塔にぶつかって止まり、警告射撃を受けた上で逮捕され、3 年 8 カ月の有罪となった。設備破壊について約 1.2 万東独マルクの弁償も課された。

グリーニッケ事件の現場は検問所ではなく、郊外の小さな町の目立たない場所であった。写真によると、現場の頑丈な外壁の先の西ベルリン側も大きな木々の茂みのみであった¹³。

だから事件がセンセーションになることはなかった。

4 月 28 日の訓示の中でミールケが言うには、この事件によって「一定の状況においては、重機ほかの危険な手段による国境への暴力的な攻撃がなされ、それに伴い国境確保兵員の生命が危険にさらされる場合には、それに警告射撃によって対応し、それ以上の犯罪遂行を阻止することが全く不可避であることが確認された」(ZAIG 8677:Bl.172)。

彼にとってダンプカーは「重機ほかの危険な手段」に当たった¹⁴。

¹² スラブ語 *glinki* (粘土原) 由来のグリーニッケ (Glienicke) という言葉を含む地名は、東ベルリン市内とベルリンの北側に各 1 ヶ所、ベルリンの南側に 3 ヶ所ある (Kuhrt 2014)。北の 1 ヶ所がグリーニッケ・ノルトバーンである。

¹³ <http://www.chronik-der-mauer.de/fluchten/180939/> による。

¹⁴ ZAIG の週報 6/89 付録によると、1983 年から 1989 年 1 月までに自動車による国境突破の試みが 117 件(214 人)あり、うち乗用車は 27 件のみで、ブルドーザーやタンクローリー、さらには東独軍の戦車や東独駐留ソ連軍の軍用トラック「ウラル」を盗んだ者もいた。河川や海を利用したその種の「攻撃」も同期間に 191 件(349

実際にはこのダンプカーは自損事故で停止したのであって、歩哨が危険に巻き込まれたわけでは全くなかった。にもかかわらず、ダンプカー＝危険、ゆえに警告射撃不可避を「確認した」という拡大解釈をした。

彼にとっては、実際に歩哨に危険が生じたかどうかではなく、危険が生じ得る機器かどうか、警告射撃、従ってまた狙い定めた射撃の「不可避」の基準であった。

この論法は、ギュフロイ事件裁判で明らかになったように、現場の士官・下士官がしばしば国境兵に射撃を促していた手法と同じであった。トップがこのように訓示すると、現場ではあれもこれも「危険な手段」と見なして射撃せよ、という、さらなる拡大解釈を生む可能性があることをギュフロイ裁判が示した(青木 2018c:6-8 節参照)。

この事件では実際には、生命の危険防止のためではなく、逃亡阻止のための警告射撃であった。従って、警告射撃の「不可避」性の「確認」にならないのみならず、ショッセー通り検問所事件と同様に停止命令違反の警告射撃であった。

しかも、繰り返しになるが、東独国境法第 27 条によれば、警告射撃は人体を狙い定めた射撃の予告として用いるのだから、警告射撃をした国境兵なり旅券審査官は、逃亡行動が継続されれば、狙い定めた射撃をすることになる。つまり、警告射撃の容認はそれだけに留まらず、狙い定めた射撃の容認になった。

停止命令は、逃亡阻止を目的とする射撃の一切を停止し、逃亡阻止は射撃以外の手段によるということであった(2 節)。だからこそ、ショッセー通り検問所事件における警告射撃は、上記のように、4 月 11 日に SED 中央保安問題部によって停止命令違反と批判された。

シュタジ第 VI 局の遅ればせの 4 月 13 日指示(5 節)にさえ、国境要員の生命の「直接的防御のため」、しかも他の手段で対応できない場合以外には「火器は使用されるべきではなく、警告射撃もされるべきではない」とあった。

このように、逃亡阻止のための火器使用は、警告射撃を含めて禁じられた。党中央の保安問題部とシュタジは日常的に連絡があるはずだから、ミールケはこうした停止命令の中身を知らないはずがない。

以上のことから、停止命令の骨抜きに当たる彼の訓示は、停止命令の誤解によるのではなく、意図的な抵抗であり、彼とシュタジ本部の画策であったと言い得る。

さらに驚くべきことに、シュタジ幹部が揃ったこの中央職務協議会で彼は、2 月 5 日のギュフロイ射撃についても、その 1 ヶ月後、3 月 10 日の国境での射撃による 3 人の負傷についても、「DDR 国境守備隊メンバーの全く正当な火器使用」だと語った(7 節も参照)。

これを聞いた幹部たちがどう思ったかを知ることができれば、当時の彼らの停止命令の受け止めの実情が分かるが、

人)があった(ZAIG 4591)。

¹⁵ <http://www.chronik-der-mauer.de/fluchten/180938/>

¹⁶ 1979 年 9 月～1989 年 1 月に気球やグライダーなど「手作りの飛行機器」による逃亡の試みが 111 件(230 人)あり、そのうちかなりが機器を完成し、21 件は出発を試していた。それらはすべてシュタジの「特別の手段」[恐らく密告、盗聴、私信検閲など]や警察の活動によって阻止された(ZAIG 4591)。最も有名で、「風に乗って西へ」というタイトルでディズニーによって映画化された熱気球逃亡(1979 年 9 月 16 日夜)は、当時の西独バイエルン州首相シュトラウスによって大歓迎された。その熱気球はベルリンの壁博物館に展示されている。私はこの映画を西独フランクフルトでの封切り時に見

今や不可能である。

ギュフロイ射撃に関与した国境歩哨は褒賞を与えられたが、私見では、国境法に照らせば、停止命令発令以前であっても、国境法違反の可能性があった(青木 2018c:2:14)。

ここに言う 3 月 10 日の事件では、ベルリン南西部のシュターケン(Staaken)地区の国境において、27 才の学生と同行者 2 人が、小型ダンプカーを使って突入し、最初の国境フェンスを突破したが、第 2 フェンスによって車を阻止された。そのため走って国境壁へ向かった。その時国境兵の射撃により 3 人とも負傷し、逮捕された。3 人は同年 5 月 25 日に東独刑法 213 条(逃亡のための危険手段使用による重大ケース)で 3 年 8 ヶ月の自由刑の判決となり、控訴も 7 月に棄却された¹⁵。

これは警告射撃ではなく、ギュフロイ事件同様に、逃亡者への狙い定めた射撃であった。結果は射撃ではなく負傷であった。以下これをシュターケン事件と呼ぶ。

彼の訓示はまた、「ガスを充填した気球」利用の逃亡も、「国境歩哨の生命に関わる例外」に該当するとした¹⁶。

これは国境遮断帯の外の出来事だから、国境歩哨の生命どころか歩哨には全く関係がなく、離陸現場のガス供給工場に駆けつけた警察官にも危険は全く無かった。

この事件は、1989 年 3 月 8 日未明のフロイデンベルク(Winfried Freudenberg)の逃亡後の事故死を指す。彼はベルリンの壁最後の犠牲者と言われるが、対西独国境を含む「ドイツ分割の最後の犠牲者」でもあった。

彼は前夜から、東ベルリン北部の S パーン駅ブランケンブルク近くの勤務先のガス供給工場にガスを充填していた。その夜には北東の微風が吹き西ベルリンのテーゲル空港をめざすのに好都合であった。彼の妻(Sabine)も同行の予定だったが、2 人の重量を持ち上げるのに必要なガス充填が完了しないうちに見つかり、警察官が駆けつけたため、夫のみが乗って、離陸した。

しかし彼は西ベルリン側に墜落、死亡した。Neiber (498) 所収の飛行ルート図解によると、墜落地点はツェーレンドルフ(Zehlendorf) 近くである。従って西ベルリンを北東の端から南西端まで縦断飛行したことになる。

彼は西ベルリンのテーゲル空港まで到達し、重りの砂袋を投げたが誰にも気付かれず、軽くなった気球が上昇し北風に流されたあと墜落した。

上昇中にすでにガスが噴出していたため、東独の警察官は爆発を危惧して発砲しなかった。[だとすれば、逃亡防止に大きな役割を果たしてきた警察には停止命令が出されなかったことになる。停止命令はあくまで国境での逃亡者への射撃が対象であったからかもしれない。]

残された妻は逮捕され、執行猶予付き 3 年の有罪となったが、同年 10 月 27 日に大赦になった。

た。平日の昼間だったからか、館内はがら空きだった。事件当時の西独各紙の大々的報道を集めた資料が手元にあるが、たぶん映画館でもらったのだろう。この映画について詳しくは Petschull (1980) 参照。逃亡 2 家族のうちの夫 S. が両独統一後に閲覧した自分のシュタジファイルによれば、シュタジが彼の当時の同僚 D. を「逃亡援助」罪で有罪とし、その後 S. に対する IM(密告者)に仕立てた上で、情報収集と S. を破産に追い込むように指示して西独に釈放し D. のもとに送り込んだ。S. の店はまもなく破産した。D. は犯罪者であるが、犠牲者でもある(Ludwig 1999)。シュタジは場合により逃亡者に「暗殺の脅し」をかけたか、実際に暗殺したこともあった(SP 34/1990)。

熱気球とする文献もある(例えば bundesregierung.de [2018])。しかし、ミールケも言うようにガス気球であり、勤務先の天然ガスを盗用した¹⁷。

7. ミールケの訓示(1989 年 4 月 28 日)とハンガリー国境フェンス撤去

上記のように 1989 年 4 月 28 日にミールケはシュタジの中央職務協議会を開催した。これは協議会という名であっても、実際にはミールケの訓示拝聴の場であった。

この日の訓示は 2 部から成り、第 1 部は、間近に迫った地方議会選挙、第 2 部は、CSCE ウィーン会議最終文書との関連における新外国旅行行政令施行対策であった(第 2 部詳細は青木 2018b:17-18)。

第 2 部の訓示は射撃停止命令にも言及し、停止命令が出たのだから、「国境突破」の「予防的防止のための闘争における共同の努力」が重要と繰り返し強調した。

ここに言う「予防的防止」とは、逃亡者が国境遮断帯に侵入する前に摘発することである。ベルリンの壁では後背地壁乗り越え前の「防止」である。

この発言は、CSCE ウィーン会議最終文書によって出国規制を撤廃、少なくとも大幅に緩和しなければならない時代が来たということに、彼が同意していなかったことを示している。

そのような考え方のもと、彼は次の趣旨の訓示をした(ZAIG 8677:Bl.170-172)(一部 6 節と重複)：

a) 新外国旅行行政令によって増加している「恒久的出国申請者」から、「すでにいま多数の国境犯罪者が生じている」し、「この傾向の継続が予期される」。

b) 「1987～1988 年と今年最初の月々には国境への国内からの攻撃[国境突破の試み]が著しく増加し」、「そのうち多数のセンセーショナルな行動の特徴は、高い社会的危険と犯人たちのリスク負担の決意である」。(青木 2018c:図 2 参照。)

c) 「敵のメディアにおける[事件の]包括的な商品化によって、DDR には大きな政治的損害が生じ、わが党の攻勢的な政策が阻害された」。「商品化」は西側マスコミの非難キャンペーンを指す。

「この扇動キャンペーン」は今年 2 月と 3 月に、DDR 国境守備隊メンバーの全く正当な火器使用、および成功しないうし防止された不法越境に関連して一層エスカレートした。不法越境の一部は重機並びにガスを充填した気球を用いた」。

[上記の「2 月」はギュフロイ事件(青木 2018c)を、「3 月」はシュターケン事件を、「重機」はグリーンニッケ事件の大型ダンプカーを、「ガスを充填した気球」はフロイデンベルクのガス気球を指す(後二者は 6 節)。]

d) 「不法越境の防止のための火器使用についてのもう 1 つの原則的な指示: 国防相の指示により、火器は、国境兵の生命あるいは例えば人質の生命が国境侵犯者によって、または外部からの武装襲撃によって、危険にさらされ、他のやり方ではその危険が除去され得ない場合にのみ使用され得る。火器は兵の脱走防止のためにも使用され得る」。

「この指示はむろん…MfS[シュタジ]メンバーにも該当する。私は担当職務単位の責任者たちに、この指示

の厳格な実現を取り計らうよう断固として要求する」。

d) が停止命令に当たる。ここには、その「厳格な実現」を「断固として要求する」とある。

しかしこれを 4 月 3 日の発令記録に比べると、例外に「兵の脱走防止のため」が追加された。他方で、「逃亡する人間が撃たれてはならない」、「ずらからせよ」云々という、より端的な言葉がない。彼はあくまで「逃亡する人間」を射撃してでも阻止したいので、そのような言葉は使わなかった。

どのようにしてか。国境兵の生命の危険を拡大解釈することによってである。それを示すのが c) にある事例紹介である。6 節のように、いずれの事例でも歩哨に危険は無かった。その上彼は引き続き、ギュフロイ射殺やシュターケン事件(射撃負傷)を「全く正当な火器使用」だとした。

彼の言う「国防相の指示」の「厳格な実現」は口先のみであり、既存射撃の「正当性」や停止命令の例外規定の拡大解釈、警告射撃の不可避を語り、停止命令の骨抜きを図った。

ミールケの第 2 部訓示の録音(ZAIG Tb Nr.3)には原稿にない口頭挿入が度々ある。

その 1 つには、「まだもつと革命的であった時には、それ[国境での射撃]はそんなに悪くなかった。しかし今、すべてが新しい時代になっているのだから、新しい時代を顧慮しなければならぬ」とある。

ここで出席者の笑いも録音された。この笑いは何だったのか。「新しい時代」に遅れる自らへの苦笑いか、「新しい時代」と「革命的」ではない停止命令とへの嘲笑か、ミールケへの単なる追従笑いか。

ここに言う時代の変化は、ゴルバチョフの改革や西独接近、米ソ接近などの時代推移とともに、それらの結晶の 1 つでもある CSCE ウィーン会議最終文書の成立がもたらした。この最終文書が射撃命令を含む東独国境体制への直近の痛烈な打撃であった。

ミールケにとっても「新しい時代」の象徴は CSCE ウィーン会議最終文書であった。それゆえ、この訓示の全体を貫くモチーフの 1 つは、「敵および国内の敵対的・否定的勢力」からの「CSCE ウィーン会議の諸協定」違反という「中傷」(同訓示)への対処であった。

その際、彼にとっての課題は、最終文書遵守ではなく、その圧力にいかに対処するかであった。

ミールケは東独での CSCE ウィーン最終文書公表直後、1989 年 1 月 23 日に全職務単位責任者宛てに同最終文書対策を指示した(HA IX 687 Bl.134-136)。

そこには、同最終文書によって「最高度の警戒心を必要」とする情勢が生じている、「諸君は、ウィーン会議の諸結果との関連での、政治的地下勢力や恒久的の出国ないし移住要請の申請者、反動的教会勢力並びに教会の屋根の下で行動するいわゆる草の根グループの計画、意図、措置の適時の偵察のために必要な措置を導入し、実現しなければならない」、「敵対的・否定的諸行動のいかなる情報も過小評価は決して許されてはならない」などとあった(詳しくは青木 2018b:7-8 参照)。

ミールケの緊張が痛いほど伝わる指示であった。

彼にとって「新しい時代を顧慮しなければならない」ということの意味は、反体制活動抑圧と逃亡阻止を「新しい時代」

¹⁷ 本文記載に加え Baum (2015:52ff.)、Hertle (2009a: 434

ff.)、同 (1999.03. 28)、Ahrends [2018](写真も多数)による。

においていかにして継続するかを「顧慮」することであった。

ところが、彼の停止命令骨抜き画策はある出来事によって無意味になった。彼の画策のみならず、停止命令に含まれる新しい逃亡阻止体制強化策も、無意味になった。

その出来事は、彼の訓示の4日後、5月2日に起こった。

ハンガリー政治局がすでに2月に決定していた対オーストリア国境の警報付き国境フェンスの撤去が、1989年5月2日に始まった。その直前、4月26日にホーネッカーは政治局員・同候補・第1書記への書簡でハンガリー情勢への警戒を呼びかけていた(青木 2018c:25¹⁸参照)。

ハンガリー国民はすでに西側への旅行の権利を得ていたから、この撤去到に特段の意味はなかった。しかしそういう権利を奪われていて、かつハンガリーへは比較的容易に行くことができる人々、すなわち東独市民にとっては壁に穴が空いたのと同等と思われた。メディアでは「鉄のカーテンに穴が空いた」と言われた。

逮捕確率が非常に高く、射撃も続いていると思われていた東独国境からの逃亡にリスクを賭ける意味はなくなった。

世界に伝えられたこのニュースは、東独指導部にとっては危機到来、出国許可を待ちきれない者には福音であった。

撤去開始のテレビニュースを見た「トランクの上に座る人々」(東独の出国申請者)の一部が、射撃はもちろん警報フェンスもなくなるハンガリー国境に向かい始めた。彼らは、出国許可が出れば迅速に出国しなければならぬから、すでに家財を処分し旅立ちの準備を完了していた。

出国許可の見込みがないとかその他の理由から逃亡機会を狙っていた者もハンガリーへ向かい始めた。出国申請をすると当局に監視されるので、彼らは出国申請をしなかった

この時点では、東独市民にハンガリー国境が開放されたわけではなく、国境パトロールに捕まり、シュタジに引き渡される危険がまだ残っていた。

しかしそうした東独市民に対するハンガリー当局の対応が7月には変化した。そこで、国境パトロールに捕まった東独市民には、ハンガリーに留まって再度オーストリアへの越境を試みる、東独に戻る、ブダペストの西独大使館に逃げ込むという選択肢が生じた。

シュタジの情報中枢 ZAIG は、こうしたハンガリー情勢についてミールケが「全作戦的職務単位」向けに出す通知の案文を作成する必要があった。そのために、出国運動・逃亡対策担当の ZKG に、ハンガリー情勢と作戦上の必要事項をまとめさせた。その結果¹⁹を添付して、1989年7月19日に第II局長に意見を求めた(第II局は防諜担当)。その文書が HA VII 38045 (Bl.4-10) であり、「遅くとも24日まで」に返事を求めた。

この文書を保管していたシュタジ第VII局は内務省と人民警察担当であり、同局も意見を求められたのかもしれない。

この文書に添付された ZKG によるまとめの前半には次の趣旨が書かれている:

1989年には7月18日までに前年の合計よりも多くの DDR 市民がハンガリー経由の「不法離国」を試みたか、完了した。特に5月以降増えた。

その原因は、対オーストリア国境設備の「示威的撤去」

と西独大使館の「国際法違反の行為」とについての「西メディアによる[逃亡]鼓舞の報道」、「不法越境に成功した人物たちの戻り接触」、西独大使館利用者の周辺への影響、そしてハンガリー保安機関の国境対策の変化である。

従来ハンガリー保安機関は、1963年締結のDDRとの協定に基づいて、ハンガリー経由の逃亡を試みて逮捕された東独市民に犯罪者として捜査手続きを導入するとともに、シュタジに引き渡してきた。

これが「1989年第2四半期まで」で終了し、「捜査手続きの導入なしに追放すること」に移行し、それら東独市民についてのシュタジへの情報提供も終了した。そのためシュタジにとって状況が「一層複雑に」なった。

「西のマスメディア」は、ハンガリーにおける政治の発展、対オーストリア国境規制緩和、難民条約加入発効(1989年6月12日、申請は同3月12日)、西独大使館の状況を挙げて、ハンガリーを「DDR市民のための“逃亡路”および避難国として褒めそやし」ている。

上記にある「その原因」が示すように、逃亡問題の本当の原因が、自ら署名した CSCE ウィーン会議最終文書に反して東独が実行している厳重な国境規制、つまり国民の対外隔離政策にあることを、シュタジが理解することはなかった。

エクソダスが近づいた。

8. 補足:対仏・対ソ関係

1989年4月3日にホーネッカーが停止命令を密かに発した理由は、ギュフロイ事件ないしそれへの非難だと言われる(例えば Hertle 2011:27 や同 2011a:121、Lapp 2007:775、Lapp 2013:60、Baron [2018]など)。

確かにギュフロイ事件が背景1つであったが、発令記録に明示されているのは対仏と対ソの外交関係への配慮であった(2節の②、青木 2018c:19)。

東独は CSCE ウィーン会議、とりわけ1988年のそれにおいて西側との関係でもソ連東欧内でも孤立を深めた。ソ連の西独接近も加速していた。

そこでホーネッカーは、彼の訪仏(1988年1月7-9日)への答礼としての仏大統領ミッテランの東独訪問の早期実現を期待し、停止命令発令時点にその具体化交渉中であったと考えられる。

ミッテランは人権外交を推進し、1988年12月8-9日のチェコスロバキア訪問の際に公式の席で「プラハの春」を絶賛し、反体制派ハベルとも会見した。その時ハベルは会見後の逮捕を覚悟して歯ブラシ持参だったと言う。翌10日にはプラハで当局は「憲章77」の街頭集会を公認した。野党的なその公認は「プラハの春」以来初めてであった(当時の新聞報道)。

こうしたことは東独当局も知っていただろう。だから、国境での射撃の継続がミッテラン招請の実現を困難にすることも分かっていただろう。

実際には、1989年初めから、壁100年存続発言、それを裏付けるかのような壁における射撃と射撃の諸事件、西独による CSCE 違反としての東独告発が続き、春には地方選挙不正問題やハンガリーの国境規制緩和に伴う東独国民の動

¹⁸ 同箇所には「政治局員・同候補への書簡」とあり、脱落があった。正しくは「政治局員・同候補・第1書記への書簡」である。

¹⁹ 例によって長いタイトルである:「ハンガリー領土の乱用のもと

でのDDRからの不法離国ないし非社会主義の外国への恒久的出国の強奪の試みに関連する現在の情勢、並びにそこから生じる政治的・作戦的諸必要についての特徴」。

きが活発化し、そして夏以降は東独情勢が尖鋭化した。そのためミッテランの東独訪問はホーネッカーの失脚と壁開放の後、1989 年 12 月 20-22 日になった。

「ソ連の同志たち」の圧力には、以下のような事情があった。

ソ連との関係では、1980 年代初め以来、対立の面が強まっていた。ソ連が東独への石油供給を削減したことや、その対策として東独が西独接近を強めたこと、西独首相シュミットの東独訪問(1981 年)への答礼として予定されていたホーネッカーの西独訪問をソ連が何度も中止させたこと、ホーネッカーがカール・マルクス没後 100 記念会議(1983 年)においてヨーロッパの非核化を主張したことへのソ連の反発等々。

その際、能弁であるゴルバチョフは両国政治局間の会談において東独側への非難の先鋒役を務めた。

例えば、1984年に当時のソ連書記長チェルネンコが禁じた西独訪問計画にホーネッカーが固執すると、ゴルバチョフがそれを非難して、「君、エーリッヒ[ホーネッカーのファーストネーム]、もしよりによって、ソ連向けのアメリカのロケット[中距離核ミサイル]配備の先駆けをした西ヨーロッパのあの国[西独]を訪問するつもりなら、私はわが人民に何と尋ねようか?」と論難した。ホーネッカーは断固として、「私がわが人民に言うのは、[西独訪問によって]緊張緩和路線を継続することがこの状況下で期待される、ということだ」と反論した(Schabowski 2009:168)。

しかしチェルネンコとウスチノフ、グロムイコ、チェブリコフ、そしてゴルバチョフが、「非常に厳しく、時々まったく粗野」にホーネッカーの西独訪問断念を「断定的に要求し」、「ウスチノフ元帥はこぶしで脅しさえした。ホーネッカーは完全な降参を余儀なくされた」(Kusmin 1995:287)。

ソ連の東独駐在大使として1983年にアンドロポフによって登用されたコチェマソフによると、両国関係が悪化したのはとりわけ1987年以後である:

ゴルバチョフによる西独訪問阻止に「ホーネッカーは非常に気を悪くし…取り巻きの中ではモスクワの不信についてひどくけなした」、その後「彼が1987年末頃に狭い取り巻きの中で我々のペレストロイカ政策を公然と批判し始めたことを知った。1988年の外交官狩猟行事の際に彼は私に直接率直に“我々はあなたがたのペレストロイカという考えをこれ以上使用しないだろう”と言った」(Kotschemassow 1992:148f.)。

その背景には、西独大統領ヴァイツゼッカーの訪ソ(1987年)以来急加速したソ連の対西独接近があった。彼の訪ソ前に、西独接近策としてゴルバチョフとシェワルナゼはホーネッカーに壁撤去を提案したほどであった²⁰。むしろ当時ホーネッカーは拒否した(青木 2016:11)。

ホーネッカーの西独訪問がようやく実現したのはヴァイツゼッカー訪ソによってソ連の西独接近が軌道に乗った後の1987年9月であった。

両独にテレビ生中継されたホーネッカー西独訪問の歓迎レセプションにおいて、西独首相コールは、ソ連の西独接近を背景に、西独基本法が「自由な自主決定におけるドイツの統一と自由を成し遂げることを求めている」こと、「これがドイツの人々の希望と意志、まさにあこがれにかなっている」ことを強調した。

これに対してホーネッカーの答礼スピーチは冒頭で、両独関係は「この世の現実によって特徴付けられており、社会主義と資本主義は火と水同様に一体化させられない」ことを強調し、両独統一はあり得ないと反論した²¹。

1988年には東独指導部はCSCEウィーン会義におけるソ連の裏切りを怒り、ソ連の対外宣伝誌スプートニクの論調を腹に据えかね、ソ連側は東独指導部によるスプートニク発禁(1988年11月)や反ペレストロイカ、CSCEウィーン会議最終文書への抵抗、国境での射撃などに怒りをつのらせた。

1988年末に東独指導部は、ドイツ共産党創立70周年記念集会を大々的に開催した。それを報じたNDの一面に載った祝辞はチェコスロバキアとハンガリーの党からのみであった(ND 1988.12.30)。ソ連共産党の祝辞はなかった。

その直前にはCSCEウィーン会議最終文書への東独の抵抗にゴルバチョフの個人的代理が東ベルリンに来て引導を渡した(青木 2018b:10)。

ギュフロイ事件について西独はCSCEウィーン会議最終文書が定めた手続きによる告発を予告した(青木 2018c:11節)。もしソ連が西独のこの動きに公式あるいは非公式に同調すれば、CSCEという全欧の場でホーネッカー政権は窮地に陥る。他方ソ連としては、東独の国境射撃体制を容認すれば自らに火の粉が及び、折角の西独接近に支障が出る。

上記のホーネッカーのスピーチにある「火と水」というドイツ語は、日本語の「水と油」に当たる。彼は火と水の共存を主張したが、よほどの猛火でない限り火は水によって消される。火(東独)の運命の日、壁開放は停止命令発令7ヵ月後であった。

略語

- シュタジ= 東独国家保安省(MfS)またはその職員
- AP = Associated Press、米国の通信社
- BA-MA = Bundesarchiv – Militärarchiv、連邦公文書館軍アルヒーブ
- BRD = Bundesrepublik Deutschland、ドイツ連邦共和国(西独、現ドイツ)
- BStU = Die Behörde des Bundesbeauftragten für die Stasi-Unterlagen、連邦シュタジ文書保管庁。ベルリンの本部と東独時代の県庁所在地にある支所から成る
- CdM = Chronik der Mauer (<http://www.chronik-der-mauer.de/>)
- CSCE = Conference on Security and Cooperation in Europe、全欧安全保障協力会議、ドイツ語略語 KSZE
- DDR = Deutsche Demokratische Republik、ドイツ民主共和国(東独)のドイツ語略称
- GTÜ = Grenztruppen-Übergabe (Aktensignatur)、国境守備隊からの譲渡を示す連邦公文書館分類記号
- HA = Hauptabteilung、局。シュタジの場合は大臣代理(複数)が所管する最上級部門(東独)
- IM = Inoffizieller Mitarbeiter、非公式協力者(多くはシュタジの密告者となる部外協力者。一部は他組織の仮面を付けたシュタジ職員)(東独)
- MfS = Ministerium für Staatssicherheit、国家保安省(=シュタジ)(東独)
- PKE = Passkontrolleinheit (des MfS)、検問所の「旅券審査単位」(単位は部門を示す)
- SED = Sozialistische Einheitspartei Deutschlands、ドイツ社会主義統一党(東独支配党)
- ZAIG = Zentrale Auswertungs- und Informationsgruppe、中

²⁰ ソ連指導部は東独の自動射撃装置全面撤去(1983-84年)さえ批判していたが、1987年以降の西独接近、1988年からのCSCE

での西側接近などを通じて、東独指導部にとっては「君子豹変」となった。

²¹ 両者のスピーチは <https://www.1000dokumente.de> 所収。

央評価・情報グループ、シュタジの情報中枢
ZKG = Zentrale Koordinierungsgruppe、中央調整グループ(シュタジの出国運動・逃亡対策の中枢)

紙誌略語

DA = *Deutschland Archiv*
ND = *Neues Deutschland*、SED 中央機関紙(東独)
SP = *Der Spiegel*

引用文献

- (注)URL は、本文中のそれを含め、特記しない限り本稿掲載時有効。
- 青木國彦 (2016) ソ連政治局ブレジネフ・ドクトリン放棄 (1981 年 12 月 10 日) のその後：東独をめぐる西独とソ連の綱引き、比較経済体制学会大会報告フルペーパー (2016.06.04 弘前大学)
- (2018) ケネディのベルリン演説 (1963 年 6 月) 再考：ブランド東方政策との比較、『研究年報経済学』(東北大学) 76-1 (<http://www.econ.tohoku.ac.jp/~aoki/gsk.html> 所収)
- (2018a) 元東独政治犯ガルテンシュレーガーの冒険：東独国境自動射撃装置 SM-70 奪取の意味と限界、『社会主義体制史研究』1 (<http://www.econ.tohoku.ac.jp/~aoki/hsss.htm> 所収)
- (2018b) CSCE(全欧安保協力会議)ウィーン会議へのホーネッカーとシュタジの対応：東独の新外国旅行行政令と「壁は 100 年存続」発言、『社会主義体制史研究』2(同上 URL 所収)
- (2018c) ベルリンの壁最後の射殺ギュフロイ事件 (1989 年 2 月) の詳細とその意味：「1988 年 12 月にホーネッカーが射撃命令を制限」(少尉ハンフ法廷証言) の真偽、『社会主義体制史研究』3(同上 URL 所収)
- Ahrends, Martin; Udo Baron, Hans-Hermann Hertle [2018] Winfried Freudenberg, in: <http://www.chronik-der-mauer.de/todesopfer/171316/>
- Baron, Udo; H.-H. Hertle [2018] Todesopfer: Chris Gueffroy, in: <http://www.chronik-der-mauer.de/todesopfer/171315/gueffroy-chris>
- Baum, Karl-Heinz; Thomas Schiller (Hg.) (2015) *Mit Kerzen haben sie nicht gerechnet: Das Ende der DDR - von der Friedlichen Revolution zur deutschen Einheit*, Evangelische Verlagsanstalt.
- Baumgarten, Klaus-Dieter (1982) Konspekt vom 9.7.1982 für die Dienstbesprechung des Chefs der Grenztruppen mit den Kommandeuren der Grenzkommandos und Lehrereinrichtungen, in: BA-MA, GTÜ AZN 13427, Bl. 126, 146 ff.
- bundesregierung.de [2018] Flucht mit dem Heißluftballon scheitert, in: https://www.bundesregierung.de/Content/DE/Artikel/2014_Deutsche_Einheit/1989-03-08-flucht-ballon.html
- HA I 5753 (Bl.2-5), Niederschrift über die Rücksprache beim Minister für Nationale Verteidigung, i. V. Generaloberst Streletz am 03.04.1989, in: BStU, MfS.
- HA VI 1308 (Bl.5-10) Verhinderter Grenzdurchbruch auf der Grenzübergangsstelle Chausseestraße, in: BStU, MfS.
- (Bl.11-14) Fotodokumentation zur Verhinderung eines Grenzdurchbruches auf der Grenzübergangsstelle Chausseestraße am 8. 4. 89, um 09.30 Uhr, in: BStU, MfS.
- (Bl.15) Lageplan der Grenzübergangsstelle Chausseestraße mit Skizze des Verlaufs eines Fluchtversuches, in: BStU, MfS.
- (Bl.27), Niederschrift vom 12.04.1989 (Stellv. Leiter der HA I Nieter), in: BStU, MfS.
- HA VI 14165 (Bl.77-102) Weisung zur Sicherheit und Ordnung auf der Grenzübergangsstelle Heinrich-Heine-Straße (13.12.1978), in: BStU, MfS.
- HA VII 38045 (Bl.4-10) Hinweise für den Entwurf eines Schreibens des Genossen Minister an alle operativen Dienstseinheiten ..., in: BStU MfS.
- HA IX 687 (Bl.134-136), Schreiben Mielkes an die Leiter der Dienstseinheiten zur Veröffentlichung des KSZE-Dokuments, in: BStU MfS.
- Hellwig, Marcus; Stefanie Hörnig (2009.04.08) Wir waren die letzten Mauerflüchtlinge, in: *Bild*.
- Hertle, Hans-Hermann; Gerd-Rüdiger Stephan (1997) *Das Ende der SED: Die letzten Tage des Zentralkomitees*, Ch. Links.
- Hertle, Hans-Hermann (1999.03.28) „Prämien für Todes-schützen“, in: *Berliner Morgenpost*. 以下にも転載: <http://www.chronik-der-mauer.de/material/178888/>
- (2009) *Chronik des Mauerfalls, 2., durchgesehene Auflage*, Ch. Links.
- (2011) „Grenzverletzer sind festzunehmen oder zu vernichten“, in: *Aus Politik und Zeitgeschichte* 31–34.
- (2011a) *Die Berliner Mauer: Biografie eines Bauwerkes*, Ch. Links.
- ; Maria Nooke (Hg.) (2009a) Die Todesopfer an der Berliner Mauer 1961-1989, Ch. Links.
- Keßler, Heinz (1988) Gespräch mit Theo Sommer u.a., in: *Die Zeit*, Nr.40. (ND, 1988.10.01/02:9f.にも掲載)
- Kotschemassow, Wjatscheslaw (1992) „Schmeichelei und Unterwürfigkeit“: Spiegel-Interview, in: *SP* Nr.47.
- Kuhr, Aro (2014) Wo ist Glienicke? in: <https://www.berlinstreet.de/8511>
- Kuhr, Eberhard (Hg.) (1996) *Die SED-Herrschaft und ihr Zusammenbruch*, Leske+Budrich.
- Kusmin, Iwan (1995) Die Verschwörung gegen Honecker, in: *DA*, H/3.
- Lapp, Peter J. (2007) Verwirrung um den »Schießbefehl«, in: *DA*, H.5.
- (2013) *Grenzregime der DDR*, Halios.
- Ludwig, Udo ; Georg Mascolo (1999) „Was habe ich verbochen“?, in: *SP*, Nr.36.
- Marxen, Klaus; G. Werle (Hg.) (2002) *Strafjustiz und DDR-Unrecht Bd.2: Gewalttaten an der deutsch-deutschen Grenze*, De Gruyter Recht.
- ND (1988.12.30) Festveranstaltung des ZK der SED zum 70. Jahrestag der Gründung der Kommunistischen Partei Deutschlands.
- Neiber 498 (Bl.15) Mögliche Flugrichtung des Ballons, 8.3.1989 (Winfried Freudenberg), in: BStU, MfS.
- Petschull, Jürgen (1980) *Mit dem Wind nach Westen: Die abenteuerliche Flucht von Deutschland nach Deutschland*, Wilhelm Goldmann.
- Schabowski, Günter (2009) *Wir haben fast alles falsch gemacht: Die letzten Tage der DDR*, Econ.
- SP 34/1990 (S.64ff.) „Wir finden dich überall“.
- Süß, Walter (1999) *Staatssicherheit am Ende*, Ch. Links.
- ZAIG 4591: Anlage 1 „Übersicht über spektakuläre Angriffe auf die Staatsgrenze der DDR zur BRD, zu Westberlin und die Seegrenze“ der Wochenübersicht Nr. 6/89 (06. 02. 1989).
- ZAIG 8677: Ausführungen auf der Zentralen Dienstbesprechung (28 April 1989).
- ZAIG Tb Nr.3: Erich Mielke auf der Zentralen Dienstbesprechung des MfS vom 28.4.1988 (Tonaufzeichnung), in: BStU MfS. [これは中央職務協議会第 2 部におけるシュタジ大臣ミールケの報告の録音である。表題は Eisfeld (1997:124)を参考にした。BStU が付けた表題「出国希望者に対する行動について…」は適切ではない。出国希望者のみではなく 1989 年初め発効の新外国旅行行政令に関する全般を扱っている。]